資金決済に関する法律第20条第1項に基づく 前払式支払手段の払戻しのお知らせ

令和7年3月7日に取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

- 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号 水戸ヤクルト販売株式会社
- 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類 ヤクルト P a y b y 水戸
- 払戻しの申出期間

令和7年3月18日(火曜日)8:45から令和7年6月30日(月曜日)24:00まで

- ※ ヤクルトレディの受付時間は、訪問販売対応中に限ります
- ※ 営業所の受付時間は、土日祝を除く8:45から16:45に限ります
- ※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います
- 申出の方法

専用アプリより、払戻し方法(振込みを希望する場合は振込先情報(※))を入力しお手続きください。

書面による場合は、営業所又はヤクルトレディが配布する「払戻し申出書」に申請者氏名、登録会員氏名、登録携帯電話番号、払戻し方法(振込先情報(※)又は(新)ヤクルト Payの登録携帯電話番号)を記入し、当社各営業所店頭(営業時間中)又はヤクルトレディ(訪問販売中)にお申し出ください。

- ※ 振込先情報(金融機関名、支店名、預金種目、口座名義人(カナ)、口座番号) なお、振込先口座は登録会員名義に限ります
- 払戻しの方法

振込み (振込手数料は当社負担) 又は (新) ヤクルト P a y (ヤクルトコインのチャージ) にて払戻しをします。

- ※ (新) ヤクルト Pavは(株) みずほ銀行発行です
- 払戻しに関する問い合わせ先

〒311−4164

茨城県水戸市谷津町1番地35

水戸ヤクルト販売株式会社

0120-29-8960 (日祝を除く8:45~16:45)

※ 払戻し期間中の未使用残高は、電話で照会できます

以上

水戸ヤクルト販売株式会社 令和7年3月8日